



南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

南薩介護保険事務組合管理者 塗木 弘幸

南薩介護保険事務組合規則第1号

南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則（令和5年南薩介護保険事務組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成19年南九州市条例第19号」を「平成19年南九州市条例第11号」に改め、「第2号様式、第12号様式、第20号様式及び第26号様式」及び「市の掲示板」とあるのは「枕崎市、南さつま市、南九州市の掲示板」と、」を削り、「第4号様式、第5号様式、第10号様式、第14号様式、第15号様式、第22号様式及び第23号様式中「南九州市長」とあるのは「南薩介護保険事務組合管理者」を「第2号様式中「南九州市個人情報保護に関する法律施行規則第6条第1項又は第2項」とあるのは「南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則」と、第4号様式、第5号様式及び第10号様式中「南九州市長」とあるのは「南薩介護保険事務組合管理者」と、第12号様式中「南九州市個人情報保護に関する法律施行規則第6条第3項」とあるのは「南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則」と、第14号様式及び第15号様式中「南九州市長」とあるのは「南薩介護保険事務組合管理者」と、第20号様式中「南九州市個人情報保護に関する法律施行規則第6条第4項」とあるのは「南薩介護保険事務組合個人情報保護に関する法律施行規則」と、第22号様式及び第23号様式中「南九州市長」とあるのは「南薩介護保険事務組合管理者」と、第26号様式中「南九州市」とあるのは「南薩介護保険事務組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。